

意見の概要及び国土交通省の考え方

意見の概要	国土交通省の考え方
<p>立会い確認が必要な場合など、具体的な工事監理の基準を示すべきではないか。</p>	<p>工事監理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、具体的な工事監理の基準（立会い確認が必要な対象部位や確認の回数、頻度、抽出の程度など）は示していません。</p> <p>これは、工事内容や設計内容などにより変動し、また、工事施工者の技量や品質管理能力によっても変わってくるため、一律に示すことが難しいためです。</p>
<p>ガイドラインに法的強制力を持たせるべきではないか。</p>	<p>ガイドラインは、平成21年国土交通省告示第15号（以下「業務報酬基準」という。）別添一第2項第一号の表第（4）欄の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的方法」について具体的に例示するものです。</p> <p>業務報酬基準は、そもそも建築主と建築士事務所が契約に際し、報酬を算定するための目安として定めているものであり、強制力はありません。</p> <p>具体的な工事監理業務の内容は、あくまでも、個別の契約において、当事者間の合意に基づいて定められるべきものです。</p>
<p>『施工の各段階』と『工事の各段階』の意味の違いを明確にすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、『施工の各段階』という記載に統一しました。</p>
<p>「4-2（2）「確認項目」欄について」中、『削除することとなる』という記載では、工事ごとに確認項目を削除し、確認項目一覧表を作成し直すように受け取れる。通常、同一のガイドラインを使用するので、『適用しない』というような記載にすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、『適用しないこと』（4.（2）②「確認項目」欄の（イ））という記載としました。</p>
<p>ガイドライン（案）では、『工事監理者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれかの方法により』工事の確認を行うとあるが、書類確認だけでは、不正な記録や誤記等に対するチェック機能が働かないのではないか。</p>	<p>業務報酬基準において、工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこととされており、ガイドラインの「3.「工事と設計図書との照合及び確認」の方法」にて、具体的な方法等を示しています。</p> <p>十分な品質管理記録が提出されず書類確認ができない場合においては、工事監理者は、他の方法により建築士法上の責任を全うしなければなりません。</p>
<p>工事監理の方法において、「工事監理者は、工事が設計図書の意図のとおり実施されているかどうか確認する」という内容にすべきではないか。</p>	<p>建築士法では、工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう」と定められています。</p> <p>業務報酬基準では、工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこととされています。</p>

<p>確認項目一覧表にある「受変電設備工事」などの設備工事の工事監理は、建築士では難しいのではないか。</p>	<p>建築物の建築設備に係る工事監理を行う場合、建築設備士に意見を聴くことができる旨、建築士法において定められています。建築設備士の意見を聴くか否かは建築士の判断に委ねられますが、建築設備に関する知識及び技能を有する建築設備士の意見を聴くことは、工事監理の実効性を高めることに資するものと考えられます。</p>
<p>ガイドラインはあくまで指針（参考）である旨を明示すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「1. ガイドラインの目的」に、『具体的に例示することを目的とする』と表記しました。</p> <p>なお、具体的な工事監理業務の内容は、あくまでも、個別の契約において、当事者間の合意に基づいて定められるべきものです。</p>
<p>確認項目一覧表 建築工事編、電気設備工事編、給排水衛生設備工事・空調換気設備工事編における用語の表現について</p>	<p>ご指摘を踏まえ、それぞれの確認項目一覧表の用語を整理しました。</p>